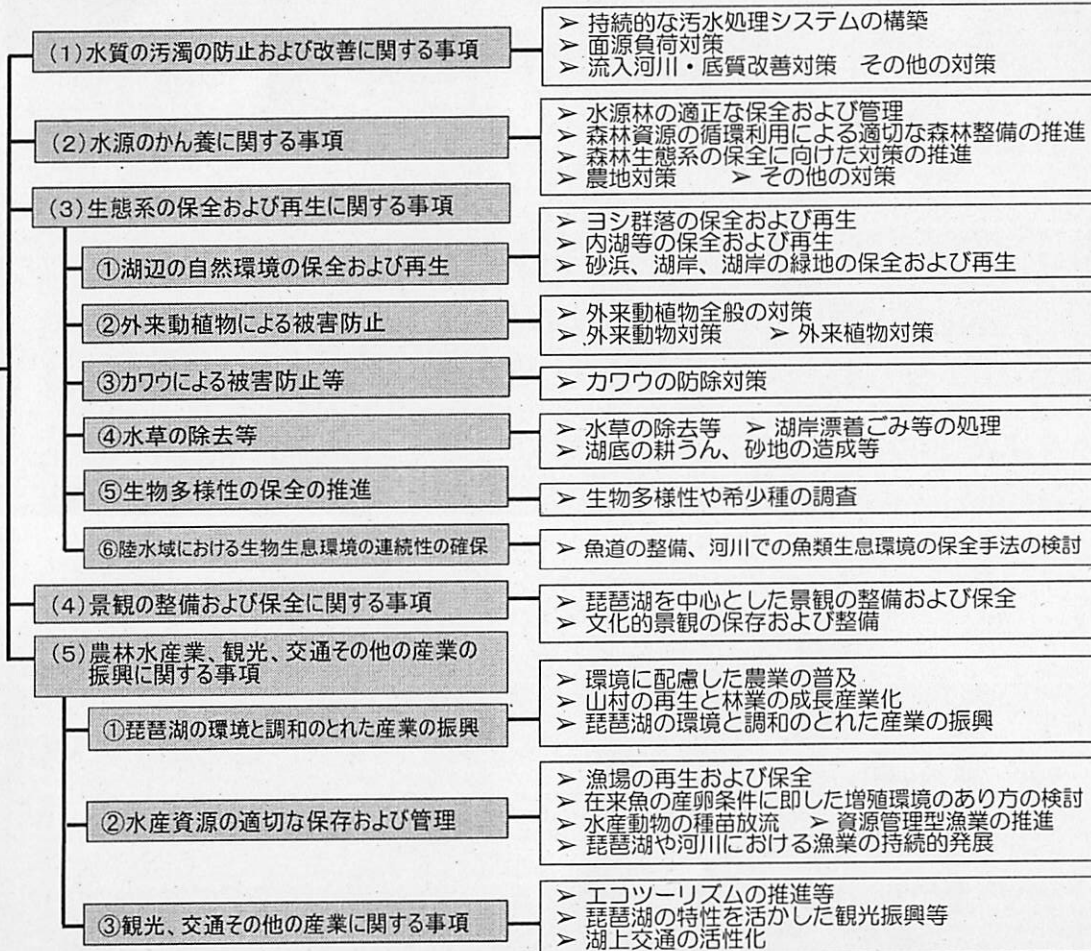


1 計画期間 平成29年度（2017年度）から令和2年度（2020年度）までの4年間

2 琵琶湖の保全および再生に関する方針

(1)趣旨	(2)目指すべき姿
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図るため、滋賀県と県内市町が、多様な主体の参加と協力を得て、琵琶湖保全再生施策を総合的・効果的に推進</li> <li>● 「琵琶湖と人との共生」を基調とし、基本方針で定められた「共感」「共存」「共有」が重要であるとの認識の下、琵琶湖の保全再生を推進</li> </ul>	<p>多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指すものとする。</p>

3 琵琶湖の保全および再生のための事項



4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項

- 水質や生態系に関する継続的な監視・調査、課題の要因解明・対策の検討
- 試験研究機関や大学など関係機関の連携協力による研究開発、データベースの構築
- 生態系の変化や水質汚濁のメカニズムの解明、課題の抜本的解決のための調査研究の実施等

5 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項

- (1)住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項
  - 多様な主体の協働と交流の推進
  - 住民、特定非営利活動法人等への活動支援
- (2)琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項
  - 国や関係地方公共団体、関係事業者、関係団体等とのより一層の連携
  - 琵琶湖保全再生推進協議会における施策の推進に関する協議、施策の実施に関する連携

6 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項

- (1)体験型の環境学習の推進
  - 農業体験、森林・林業体験、魚を学ぶ体験学習、琵琶湖博物館等における体験学習、自然観察会等
  - 特定非営利活動法人や事業者のCSR活動との連携
- (2)教育の振興
  - 「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」など学校における環境教育への支援
  - 食育の推進による滋賀の食文化の継承
- (3)広報・啓発の実施
  - 国内外への広報・啓発

7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項

- (1)琵琶湖の保全および再生と活用の更なる循環に向けた方策の検討に関する事項
- (2)財源の確保の検討に関する事項
- (3)計画の実施状況等に関する事項
- (4)資料の作成、公表に関する事項